

事業シート（概要説明書）

予算事業名	富山県地域防災力向上支援事業費 （自主防災組織資機材整備事業費補助等）		事業開始年度	2005年度	
上位施策事業名	防災対策推進費		担当局・部名	危機管理局	
根拠法令等			担当課・係名	防災・危機管理課	
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務		作成責任者	熊本	
実施の背景	国・各地方公共団体・NPO等は、「行政による公助には限界があり、地域住民の自助及び共助による地域防災力の向上が不可欠」との阪神・淡路大震の教訓から、地域防災力向上の施策として自主防災組織に対する支援を行っており、東日本大震災後には更に加速するようになった。こうした中、県は、自主防災組織の自助・共助による地域防災力向上を促進するため、自主防災組織の資機材整備、訓練等に対する補助を市町村と連携して行い、自主防災組織の結成促進や育成・強化を図っている。				
目的 （何のために）	地域住民の「自助」及び「共助」による地域防災力を向上させ、災害による被害を最小限に抑えるため、県内全地区に自主防災組織を結成し、活動を強化する。				
対象 （誰・何を対象に）	自主防災組織（2366組織）		対象者数（全住民に対する割合）		
			384,130	世帯	（ 89 % ）
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施（直営）				
	<input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理（委託先又は指定管理者： ）				
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先：市町村 実施主体：自主防災組織）				
	<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
事業概要 事業内容 （手段、手法など）	事業内容（箇条書き）		事業費		活動指標
	①自主防災組織資機材整備事業（H17～） ・防災資機材等整備への補助 ・補助率 市町村負担額の1/2 ・1自主防災組織当たり上限 150千円（1回限り）		6,000	千円	・補助件数 （補助した自主防災組織数） ・補助額
	②自主防災組織活動強化事業（R3～） ・活動強化計画（最長5か年）に基づく防災資機材等整備への補助 ・補助率 市町村負担額の1/2 ・1自主防災組織当たり上限 300千円（1回限り）		10,000	千円	
	③津波対策資機材整備事業（H24～） ・沿岸自主防災組織の津波対策防災資機材の整備への補助 ・補助率 市町村負担額の1/2 ・1自主防災組織当たり上限 100千円（1回限り）		2,000	千円	
	④洪水浸水対策資機材整備事業（H30～） ・洪水浸水想定区域にある自主防災組織の浸水対策防災資機材の整備への補助 ・補助率 市町村負担額の1/2 ・1自主防災組織当たり上限 100千円（1回限り）		4,000	千円	
	⑤実践的避難行動支援事業（R3～） ・避難計画・避難所運営計画策定補助 ・避難計画等に基づいた避難訓練や避難所運営訓練の実施への補助 ・補助率 市町村負担額の1/2 ・1自主防災組織当たり上限 100千円（1回限り）		2,000	千円	
	⑥地区防災計画活動促進事業（H31～） ・地区防災計画作成済自主防災組織が行う資機材整備、避難訓練等への補助 ・補助率 市町村負担額の1/2 ・1自主防災組織当たり上限 150千円（1回限り）		3,000	千円	
⑦地区防災計画活動促進事業（H31～） ・地区防災計画作成済自主防災組織が行う資機材整備、避難訓練等への補助 ・補助率 市町村負担額の1/2 ・1自主防災組織当たり上限 150千円（1回限り）		3,000	千円		
関連事業 （同一目的事業等）	<input type="checkbox"/> コミュニティ助成事業（一般財団法人自治総合センター・宝くじ基金） <input type="checkbox"/> 防災倉庫、発電機等の自主防災組織の資機材ができる事業				

事業シート（概要説明書）

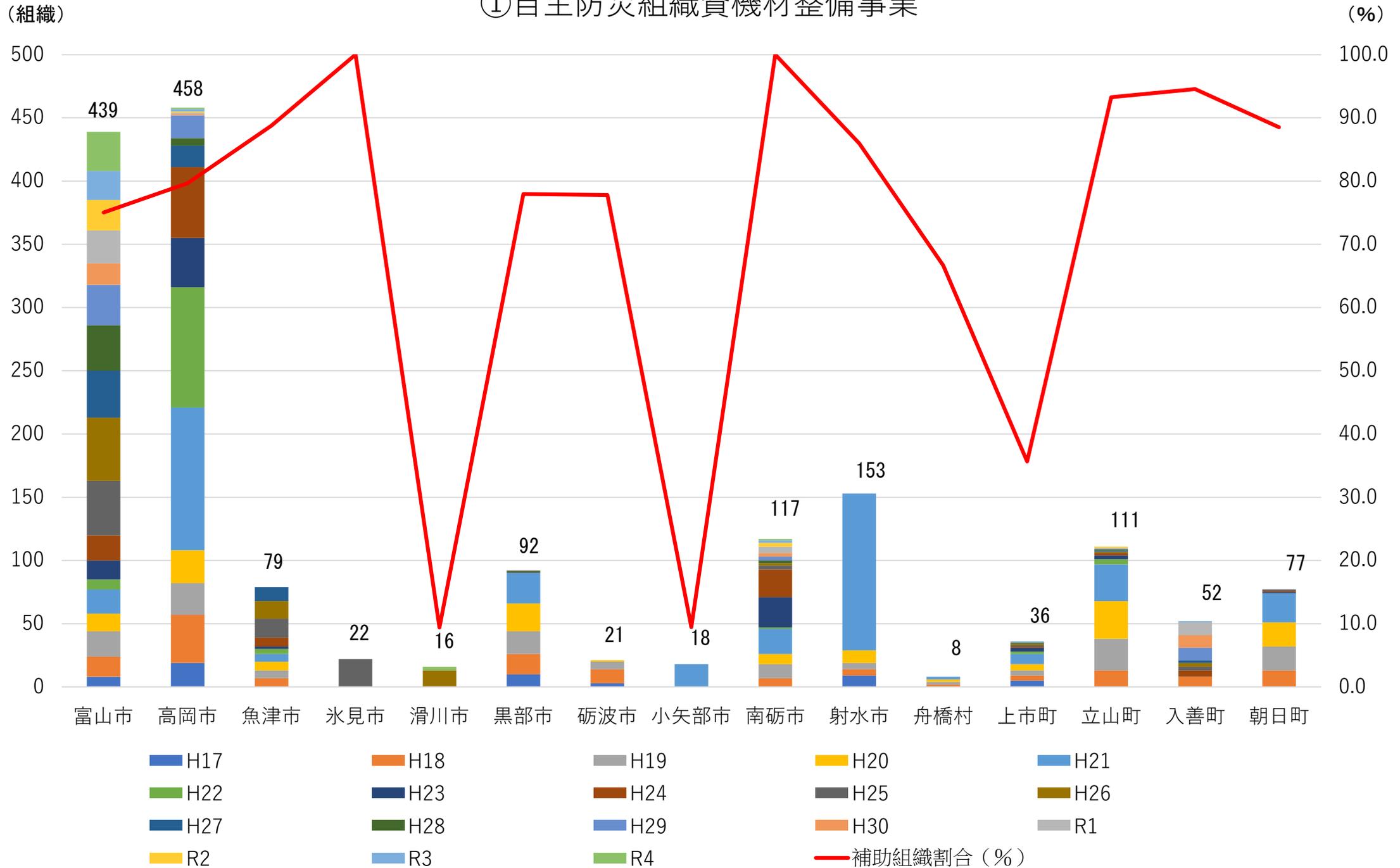
予算事業名		富山県地域防災力向上支援事業費 （自主防災組織資機材整備事業費補助等）				事業開始年度		2005年度		
事業費 コスト	事業費合計	2023 年度（予算）		2022 年度（決算見込）		2021 年度（決算）		2020 年度（決算）		
		27,000千円		7,522千円		8,006千円		5,192千円		
	事業費内訳 （2022年度分）	①自主防災組織資機材整備事業（3,010千円） 消火・救助・訓練等資機材（発電機、リヤカー、ヘルメット、担架、救急箱等） ②自主防災組織活動強化事業（3,713千円） 救助用資機材、避難所運営用資機材（防災倉庫、発電機、投光器、消火栓等） ③津波対策資機材整備事業（0千円） 整備した資機材なし ④洪水浸水対策資機材整備事業（99千円） 浸水防止・避難用資機材（折畳リヤカー、ロープ、安全带、拡声器等） ⑤実践的避難行動支援事業（400千円） 講師謝礼、訓練資機材等（地震体験車のリース、訓練用コーン、消毒液等） ⑥地区防災計画活動促進事業（300千円） 計画に規定した資機材等（安否確認旗、水のうセット、訓練会場費等）								
	担当正職員	0.3人	2,122千円	0.3人	2,213千円	0.3人	2,190千円	0.3人	2,183千円	
	臨時職員等	0人	0千円	0人	0千円	0人	0千円	0人	0千円	
	人件費合計	0人	2,122千円	0人	2,213千円	0人	2,190千円	0人	2,183千円	
	総事業費	29,122千円		9,735千円		10,196千円		7,375千円		
	財源内訳	国補助金								
		国補助金の内容								
		地方債								
	その他の財源 （使用料、手数料など）	27,000千円		7,522千円		8,006千円		5,192千円		
	その他の財源の内容	安全防災基金								
	一般財源	2,122千円		2,213千円		2,190千円		2,183千円		
	財源合計	29,122千円		9,735千円		10,196千円		7,375千円		
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）			単位	2022 年度	2021 年度	2020 年度		
		補助件数（補助組織数）			件	68/173	66/183	51/203		
		①自主防災組織資機材整備事業				36/40	29/40	29/73		
		②自主防災組織活動強化事業				25/33	19/33	—		
		③津波対策資機材整備事業				0/20	0/20	0/60		
		④洪水浸水対策資機材整備事業				1/40	5/40	18/50		
		⑤実践的避難行動支援事業				4/20	6/30	—		
		⑥地区防災計画活動促進事業				2/20	7/20	4/20		
		補助額〔合計〕			千円	7,522/27,000	8,006/27,000	5,192/25,000		
		①自主防災組織資機材整備事業				3,010/6,000	2,712/6,000	2,806/11,000		
②自主防災組織活動強化事業			3,713/10,000	3,116/10,000		—				
③津波対策資機材整備事業			0/2,000	0/2,000		0/6,000				
④洪水浸水対策資機材整備事業			99/4,000	454/4,000		1,799/5,000				
⑤実践的避難行動支援事業			400/2,000	538/3,000		—				
⑥地区防災計画活動促進事業			300/3,000	1,186/3,000		587/3,000				
単位当たりコスト	総事業費	／	補助件数	千円	143	154	145			

事業シート（概要説明書）

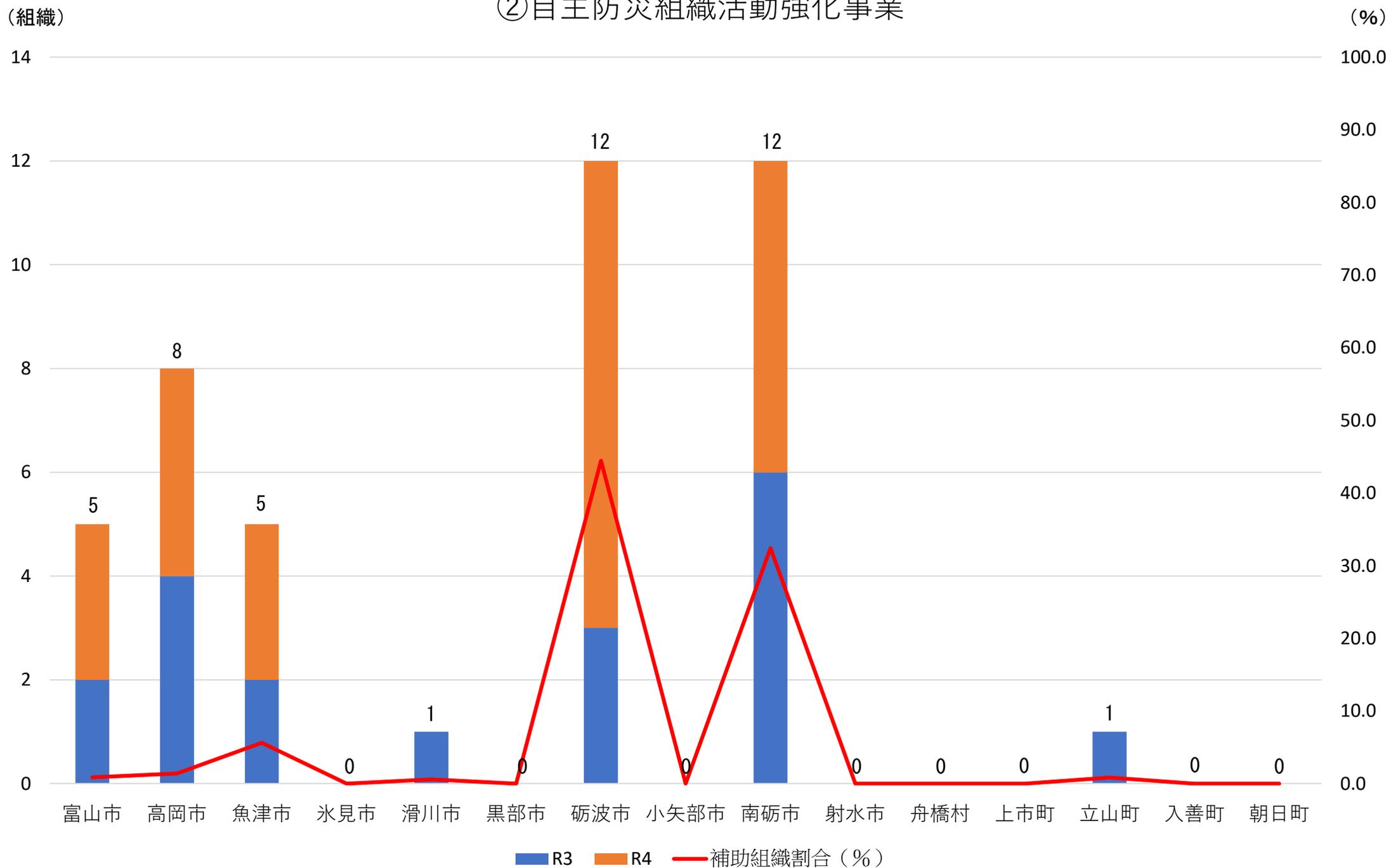
予算事業名		富山県地域防災力向上支援事業費 （自主防災組織資機材整備事業費補助等）		事業開始年度	2005年度	
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）	自主防災組織活動カバー率（全世帯数に占める自主防災組織に加入している世帯数の割合） 2016年に策定した富山県総合計画にて、2026年の達成目標を90%に設定（目標設定の考え方：組織の結成を促進し、計画策定年度（77.5%）から10ポイント以上の増加を目指す。）				
	成果 （目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）	単位	2022 年度	2021 年度	2020 年度
		自主防災組織活動カバー率	%	88.4/90.0	88.2/90.0	86.4/90.0
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）		<p>○課題認識 本補助事業について、補助対象である自主防災組織に有効に活用されていない。</p> <p>○課題の原因 ・既に補助制度を利用してしまい、2度目の補助申請ができない （→現行制度では、1自主防災組織当たり、補助事業を1度のみ利用可能） ・購入できる資機材が限定されている（自由度が少ない） ・補助上限額が低く、防災倉庫などの高額の資機材を整備できない</p> <p>○今後の事業の方向性 地域防災力の向上のための効果的な補助事業となるよう、補助事業を見直し（補助事業の統合整理、2度目の補助・整備品目の拡大等）を検討</p>				
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）		<p>○石川県（97.0%）、福井県（91.3%）、長野県（94.9%）、岐阜県（89.9%）、青森県（56.4%） 自主防災組織に対する補助事業なし</p> <p>○新潟県（87.9%） 自主防災組織に対する補助あり。 市町村が補助した額の1/2を県が補助（資機材整備50万円、自主防災組織設立20万円）、年度内の補助上限以内であれば回数制限なし</p> <p>○和歌山県（97.1%） 自主防災組織に対する補助あり 市町村が補助した額の1/2を県が補助、（資機材整備、訓練等）、防災予算が許す範囲内であれば上限なし。</p> <p>※括弧内の数字は、令和4年4月1日現在の自主防災組織活動カバー率</p>				
特記事項						

事業別補助実績（補助した自主防災組織数）

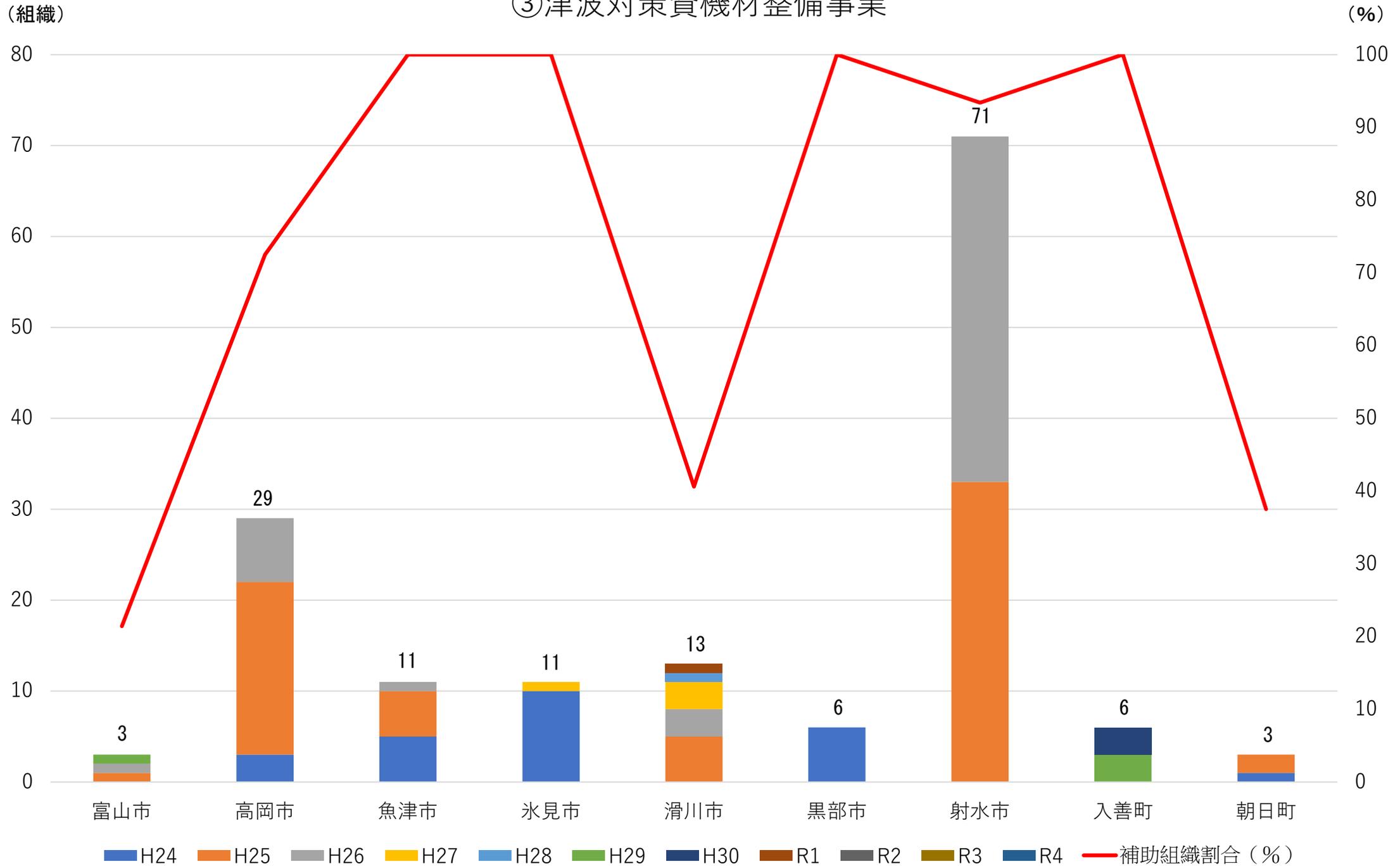
① 自主防災組織資機材整備事業



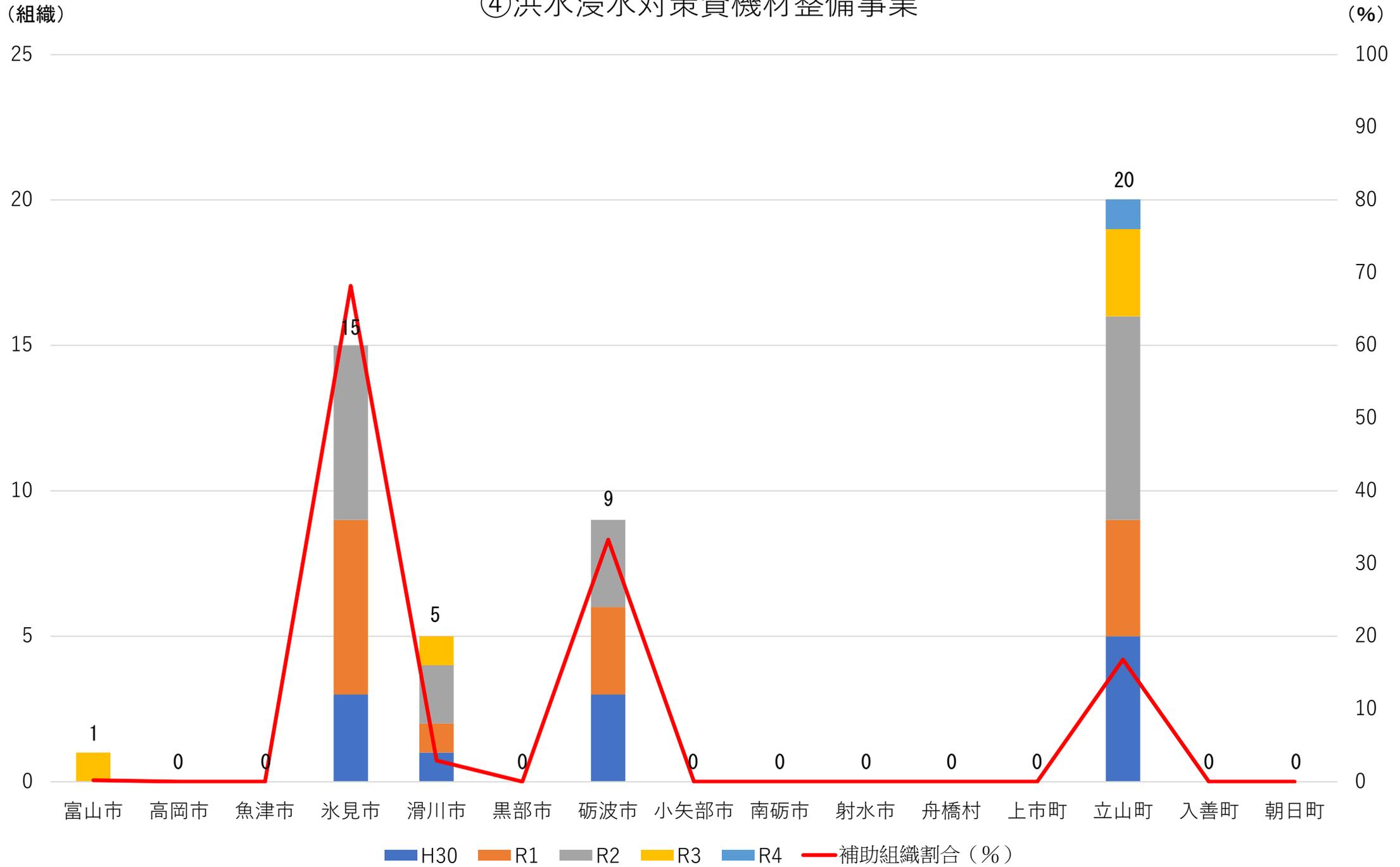
②自主防災組織活動強化事業



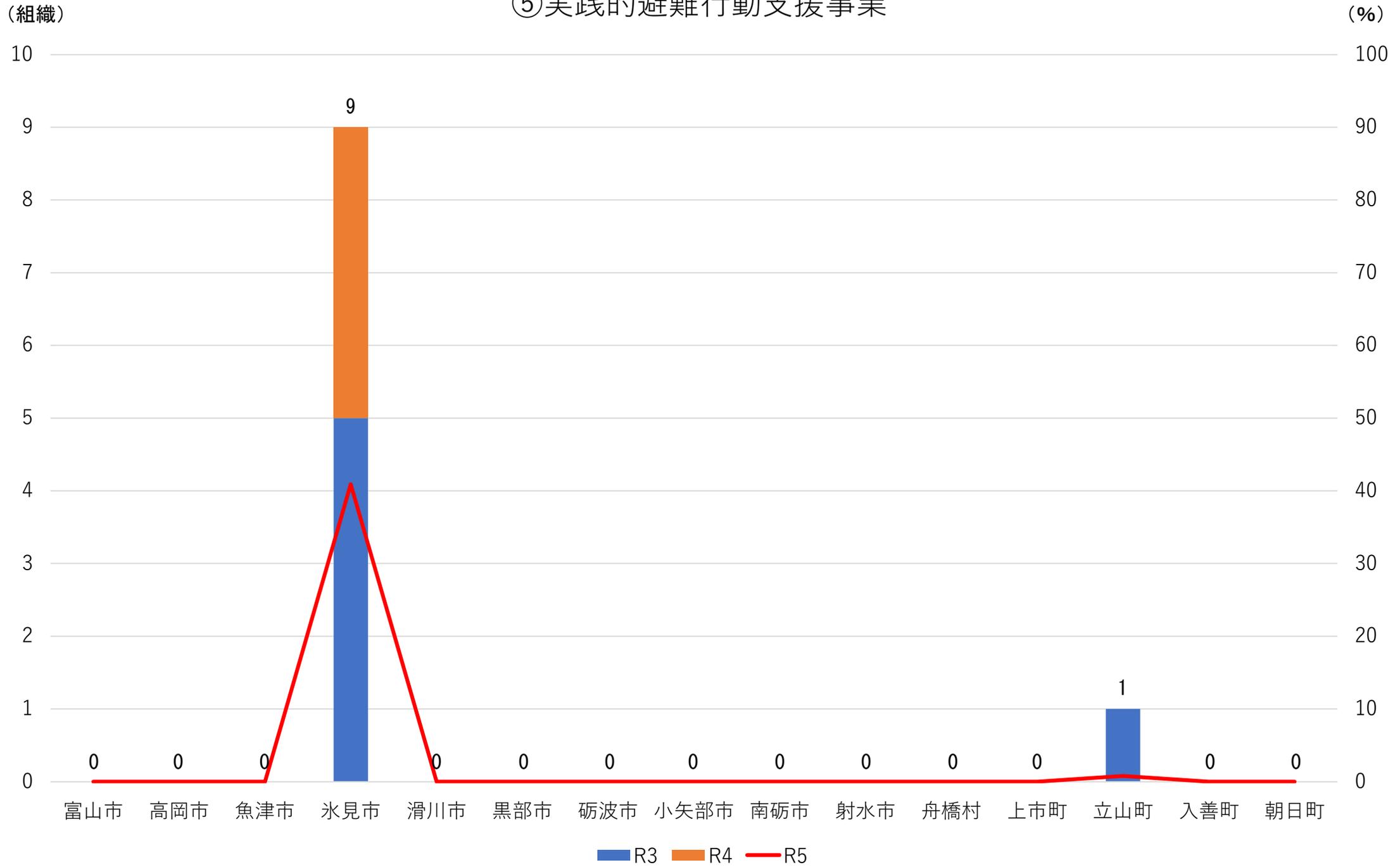
③津波対策資機材整備事業



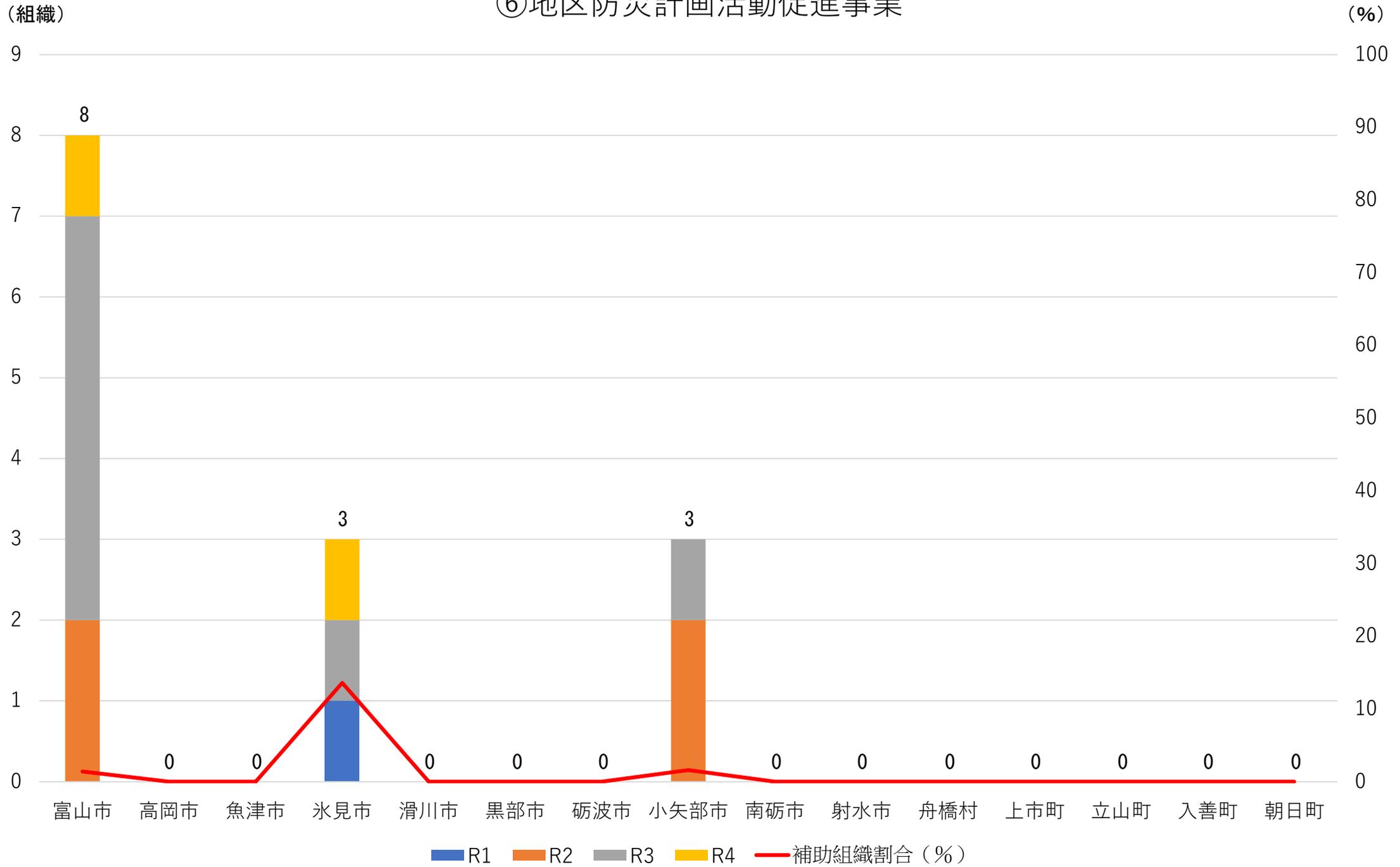
④洪水浸水対策資機材整備事業



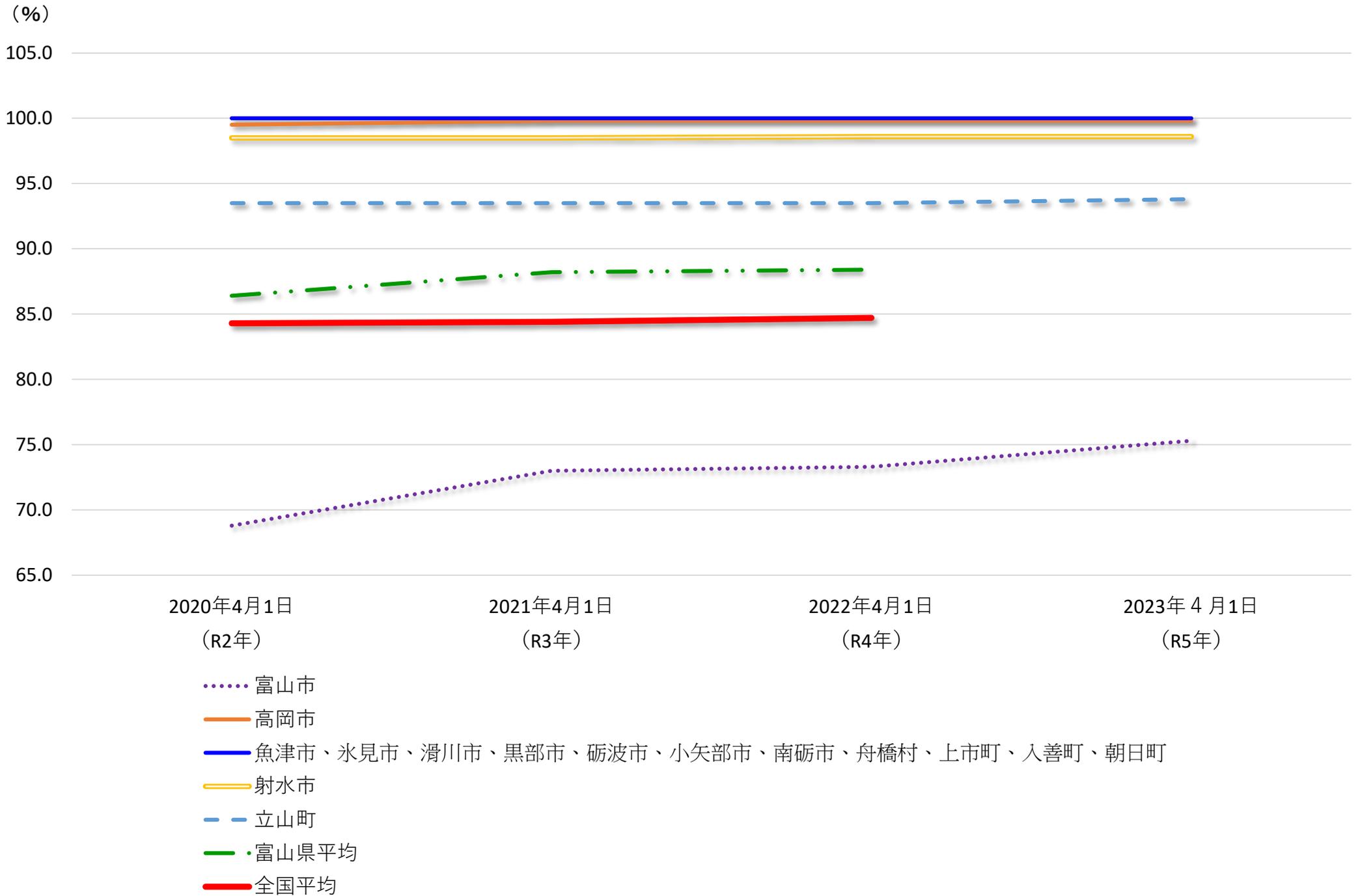
⑤実践的避難行動支援事業



⑥地区防災計画活動促進事業



市町村別の自主防災組織活動カバー率



各市町村の自主防災組織に対する補助事業リスト

【凡例】 ○：県と同じ補助事業 ■：市町村独自の補助事業

富山市	○ 防災資機材の整備 (一般：補助限度額30万円、洪水浸水対策：補助限度額20万円、津波対策：補助限度額20万円) ■ 防災訓練(限度額1万円)
高岡市	○ 県と同じ補助事業
魚津市	○ 県と同じ補助事業
氷見市	○ 県と同じ補助事業
滑川市	○ 県と同じ補助事業 ■ 自由に利用できる補助金3万円を交付
黒部市	○ 実践的避難行動支援事業(県の事業と同じ) ○ 地域防災力向上支援事業(県の事業と同じ) ■ 地震、津波、水害等災害避難訓練事業(補助限度額5万円) ■ 防災・減災に関する出前講座
砺波市	○ 県と同じ補助事業
小矢部市	■ 自主防災の活動、資機材整備の補助(補助上限額5万円)
南砺市	○ 県と同じ補助事業
射水市	■市から地域振興会(全27組織)に対して、世帯・人口に応じた補助金(防災以外の他の分野の事業を含む。)を毎年度交付 自主防災組織は、資機材整備や訓練に要した経費の補助金の申請を地域振興会に対して行う。
舟橋村	■資機材整備に要する経費に対して補助金を交付(1自主防災組織当たり30万円まで)
上市町	○県と同じ補助事業(ただし、訓練に関する事業は除く。) ■毎年度1回、訓練に要する経費に対して防災活動助成金を交付(補助上限額2万円、用途の自由度が高く消耗品の購入も可)
立山町	○県と同じ補助事業
入善町	○県と同じ補助事業 ■毎年度1回、訓練に要する経費に対して補助金交付(補助上限5万円) ■毎年度1回、資機材整備に要する経費に対して補助金交付(補助上限5万円、用途の自由度が高く消耗品の購入も可)
朝日町	■毎年度1回、実践的訓練を行った自主防災組織に対して補助金交付(補助上限10万円)

富山県地域防災力向上支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定により、富山県地域防災力向上支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 知事は、災害による被害を最小限に抑えるために不可欠な地域住民の「自助」及び「共助」による地域防災力の向上のため、市町村が実施する自主防災組織の資機材整備の促進に関する事業（以下「自主防災組織資機材整備事業」という。）、自主防災組織の活動をより強化するために必要な防災資機材の整備に関する事業（以下「自主防災組織活動強化事業」という。）、災害時に孤立が予想される集落（以下「孤立集落」という。）における通信機器及び防災資機材の整備に関する事業（以下「孤立集落資機材緊急整備事業」という。）、富山湾沿岸地域の自主防災組織（以下「沿岸自主防災組織」という。）における津波対策資機材の整備に関する事業（以下「津波対策資機材整備事業」という。）、洪水浸水想定区域にある自主防災組織における浸水対策資機材の整備に関する事業（以下「洪水浸水対策資機材整備事業」という。）、災害時に住民が適切な避難行動がとれるよう、自主防災組織の避難計画及び避難所運営計画の作成や避難訓練、避難所運営訓練などの実施に関する事業（以下「実践的避難行動支援事業」という。）、自主防災組織による地区防災計画の策定に関する事業（以下「地区防災計画策定モデル事業」という。）、地区防災計画を作成した自主防災組織における当該計画に基づいて行う資機材整備や避難訓練、避難所運営訓練等の活動に関する事業（以下「地区防災計画活動促進事業」という。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(交付の対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象経費、補助率及び補助金の限度額は、次の表のとおりとする。

事業名	対象経費	補助率	限度額
自主防災組織 資機材整備事業	自主防災組織の防災 資機材等の整備に要 する経費	市町村が負担し、又は補 助した額の2分の1以内	1 自主防災組織あ たり 150 千円
自主防災組織活 動強化事業	自主防災組織による 活動強化計画に基づ く防災資機材等の整 備に要する経費		1 自主防災組織あ たり 300 千円
孤立集落資機材 緊急整備事業	孤立集落の通信機器 及び防災資機材の整 備に要する経費		1 集落あたり 100 千円
津波対策資機材 整備事業	沿岸自主防災組織の 津波対策防災資機材 の整備に要する経費		1 自主防災組織あ たり 100 千円
洪水浸水対策資 機材整備事業	洪水浸水想定区域に ある自主防災組織の 浸水対策防災資機材 の整備に要する経費		1 自主防災組織あ たり 100 千円

事業名	対象経費	補助率	限度額
実践的避難行動支援事業	(a) 自主防災組織の避難計画や避難所運営計画の策定に要する経費	市町村が負担し、又は補助した額の2分の1以内	1 自主防災組織あたり 100 千円
	(b) 自主防災組織が、避難計画等に基づき、災害を想定して行う避難訓練や避難所運営訓練の実施に要する経費		1 自主防災組織あたり 100 千円
地区防災計画策定モデル事業	自主防災組織が地区防災計画の策定に要する経費		1 自主防災組織あたり 250 千円
地区防災計画活動促進事業	地区防災計画を作成した自主防災組織が、当該計画に基づき行う、資機材整備や避難訓練、避難所開設・運営訓練経費等の活動に要する経費		1 自主防災組織あたり 150 千円

(交付の申請)

第4条 市町村は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ各号に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

- (1) 「自主防災組織資機材整備事業」 事業計画書（様式第2号）、収支予算書（様式第7号）、及び知事が特に必要と認める書類
- (2) 「自主防災組織活動強化事業」 事業計画書（様式第3号）、収支予算書（様式第7号）、及び知事が特に必要と認める書類
- (3) 「孤立集落資機材緊急整備事業」 事業計画書（様式第4号）、収支予算書（様式第7号）、及び知事が特に必要と認める書類
- (4) 「津波対策資機材整備事業」 事業計画書（様式第2号）、収支予算書（様式第7号）、及び知事が特に必要と認める書類
- (5) 「洪水浸水対策資機材整備事業」 事業計画書（様式第2号）、収支予算書（様式第7号）、及び知事が特に必要と認める書類

- (6) 「実践的避難行動支援事業」 事業計画書（様式第5号）、収支予算書（様式第7号）、及び知事が特に必要と認める書類
- (7) 「地区防災計画策定モデル事業」 事業計画書（様式第5号）、収支予算書（様式第7号）、及び知事が特に必要と認める書類
- (8) 「地区防災計画活動促進事業」 事業計画書（様式第6号）、収支予算書（様式第7号）、及び知事が特に必要と認める書類

2 提出期限は、知事が別に定める。

3 市町村は、当年度のうち、最初に補助金の交付を受けようとするときに、市町村の補助金交付要綱の写し及び市町村地域防災計画の該当部分（自主防災組織、資機材整備等）の写しを提出するものとする。

（交付の条件）

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容を変更する場合には、補助金変更交付申請書（様式第8号）に、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ各号に掲げる書類を添付して、知事に提出し、その承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りでない。

ア 「自主防災組織資機材整備事業」 事業計画書（様式第9号）、収支予算書（様式第7号）、及び知事が特に必要と認める書類

イ 「自主防災組織活動強化事業」 事業計画書（様式第10号）、収支予算書（様式第7号）、及び知事が特に必要と認める書類

ウ 「孤立集落資機材緊急整備事業」 事業計画書（様式第11号）、収支予算書（様式第7号）、及び知事が特に必要と認める書類

エ 「津波対策資機材整備事業」 事業計画書（様式第9号）、収支予算書（様式第7号）、及び知事が特に必要と認める書類

オ 「洪水浸水対策資機材整備事業」 事業計画書（様式第9号）、収支予算書（様式第7号）、及び知事が特に必要と認める書類

カ 「実践的避難行動支援事業」 事業計画書（様式第12号）、収支予算書（様式第7号）、及び知事が特に必要と認める書類

キ 「地区防災計画策定モデル事業」 事業計画書（様式第12号）、収支予算書（様式第7号）、及び知事が特に必要と認める書類

ク 「地区防災計画活動促進事業」 事業計画書（様式第13号）、収支予算書（様式第7号）、及び知事が特に必要と認める書類

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、その理由及び補助事業の遂行状況を記載した書面を知事に提出して、その指示を受けること。

(4) 補助事業に係る収支の状況を明らかにした帳簿、証拠書類等を整理し、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておくこと。

(5) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図ること。

(軽微な変更)

第6条 前条第1号ただし書の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 県費補助金の増額又は20パーセント以上の減額をすること。
- (2) 整備予定自主防災組織及び集落を変更すること。
- (3) 実践的避難行動支援事業、地区防災計画策定モデル事業及び地区防災計画活動促進事業において、訓練等実施予定自主防災組織等を変更すること。

(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた市町村は、実績報告書(様式第14号)に、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ各号に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

- (1) 「自主防災組織資機材整備事業」 事業報告書(様式第15号)及び収支精算書(様式第17号)
- (2) 「自主防災組織活動強化事業」 事業報告書(様式第15号)及び収支精算書(様式第17号)
- (3) 「孤立集落資機材緊急整備事業」 事業報告書(様式第15号)及び収支精算書(様式第17号)
- (4) 「津波対策資機材整備事業」 事業報告書(様式第15号)及び収支精算書(様式第17号)
- (5) 「洪水浸水対策資機材整備事業」 事業報告書(様式第15号)及び収支精算書(様式第17号)
- (6) 「実践的避難行動支援事業」 事業報告書(様式第16号)及び収支精算書(様式第17号)
- (7) 「地区防災計画策定モデル事業」 事業報告書(様式第16号)及び収支精算書(様式第17号)
- (8) 「地区防災計画活動促進事業」 事業報告書(様式第16号)及び収支精算書(様式第17号)

2 提出期限は、補助事業の完了の日若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日のうち、いずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、前条第1項の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の額を確定し、補助金の交付の決定を受けた市町村に通知するものとする。

2 補助金の確定額は、補助事業の実支出額に第3条に定める補助率を乗じて得た額又は交付決定額のうち、いずれか低い額とする。ただし、千円未満を切り捨てた額で交付するものとする。

(グリーン購入)

第9条 市町村は、補助事業の実施に当たり、物品等を調達する場合は、環境物品等の調達に努めるものとする。

(細則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度分の補助金から適用する。

富山県地域防災力向上支援事業費補助金交付要領

1 補助金の交付の対象事業等

当該補助金の交付の対象となる事業は、市町村が定めた地域防災計画等により実施する地域防災力の向上のための事業で、次に掲げるものとする。

(1) 自主防災組織資機材整備事業

災害による被害を最小限に抑えるために不可欠な地域住民の「自助」及び「共助」による地域防災力の向上のため、自主防災組織の新たな防災資機材及び資機材を保管する施設等の整備に対し、市町村が負担又は補助する事業

《対象資機材》

- ・ 初期消火用・・・消火器等初期消火活動に必要な資機材
- ・ 救 助 用・・・無線通信機、担架等救助活動に必要な資機材
- ・ 救 護 用・・・救急箱、毛布、ろ水器等救護活動に必要な資機材
- ・ 訓 練 用・・・ビデオ教材、訓練用消火器等訓練に必要な資機材
- ・ 避難誘導用・・・ヘルメット、救命ロープ等避難誘導に必要な資機材
- ・ 簡易な防災倉庫等資機材を保管する施設
- ・ その他自主防災活動に必要な資機材

《分割申請について》

本事業については連続した2ヵ年度に分割して申請することができるものとする。

(2) 自主防災組織活動強化事業

災害の激甚化など近年の防災を取り巻く状況が変化するなか、地域防災力向上を図るため、活動強化計画に基づく自主防災組織の活動をより強化するために必要な防災資機材の整備に対し、市町村が負担又は補助する事業

《対象資機材の例》

- ・ 救 助 用・・・無線通信機、担架、ジャッキ 等
- ・ 避難所運営用・・・発電機、投光器、暖房器具 等
- ・ 簡易な防災倉庫等資機材を保管する施設
- ・ その他自主防災活動に必要な資機材

《分割申請について》

・本事業については、活動強化計画期間内（最長5年）であれば、予算の定めるところにより分割して申請できるものとする。

(3) 孤立集落資機材緊急整備事業

災害による孤立の可能性がある集落における通信手段や数日間孤立した場合でも、集落内で生活を送るために必要な資機材の整備や更新に対し、市町村が負担又は補助する事業

《対象資機材の例》

- ・ 情報伝達用・・・衛星携帯電話、無線通信機 等
- ・ 応急対策用・・・発電機、投光機 等

※孤立集落に必要な資機材であれば幅広く対象とする。

(4) 津波対策資機材整備事業

津波による被害を最小限に抑えるため、沿岸自主防災組織の新たな津波対策防災資機材の整備に対し、市町村が負担又は補助する事業

《対象自主防災組織》

- ・ 県が平成28年度に設定した津波浸水想定域に到達している自主防災組織、その他、市町村が定めるバッファゾーンにある自主防災組織

《対象資機材》

- ・ 情報伝達用・・・トランシーバー、メガホン 等
- ・ 避難誘導用・・・警笛、ベスト、腕章、誘導棒、リヤカー 等
- ・ 救助用・・・ライフジャケット、ゴムボート、救助ロープ 等

※上記以外の資機材についても、津波対策に必要な資機材であれば幅広く対象とする。

(5) 洪水浸水対策資機材整備事業

洪水・浸水のおそれがある際に、安全に避難できるよう、洪水浸水想定区域にある自主防災組織の新たな浸水対策防災資機材の整備に対し、市町村が負担又は補助する事業

《対象自主防災組織》

洪水浸水想定区域にある自主防災組織

《対象資機材》

- ・ 浸水防止用・・・排水ポンプ、止水板、吸水土のう 等
- ・ 避難用・・・トランシーバー、リヤカー、救命ボート 等

※上記以外の資機材についても、浸水対策に必要な資機材であれば幅広く対象とする。

(6) 実践的避難行動支援事業

(a) 避難所運営委員会等が、大規模災害の発生を想定し、防災リーダーが運営（進行）するDIGやHUGなどの図上訓練等を活用して、避難計画及び避難所運営計画を作成する事業に対し、市町村が負担又は補助する事業

《避難計画に記載する内容の例》

災害時に自主防災組織が存する地域の住民が避難場所に迅速かつ安全に避難するために策定する計画であり、次の内容を含むもの。

- ・ 避難場所の名称、所在地など避難場所、避難所に関する情報
- ・ 避難情報伝達時の連絡網
- ・ 避難場所への避難経路図
- ・ 避難行動要支援者を含む避難誘導に係る役割分担
- ・ 消防団等関係団体との連携手段 など

《避難所運営計画に記載する内容の例》

内閣府（防災担当）の「避難所運営ガイドライン（平成28年4月）」や各市町村が策定した避難所運営マニュアル等を参考に、地域住民が主体となって、災害時に避難所を運営するために策定する計画であり、次の内容を含むもの。

- ・ 市町村との情報共有手段
- ・ 避難所における情報収集手段、情報共有の仕方
- ・ 避難所の使い方・部屋割り、入居時の留意事項
- ・ 避難所の生活ルール（起床・消灯時間、トイレ、給食など）

- ・食料、物資の確保・管理、給仕の役割分担
- ・トイレの使用ルール など

※ハザードマップの改定等を踏まえ既存の計画を見直すという目的で、避難計画、避難所運営計画を作成済みの避難所運営委員会等が図上訓練による計画の点検を行った場合は、補助対象とする。

《防災探検及び図上訓練について》

本事業では、①地域の活断層や土砂災害区域などを実際に歩いて行う危険箇所の確認や災害の歴史などの学習、②DIG等、避難時の行動計画等の検討を行う図上訓練、③HUG等、避難所運営時の計画の検討を行う図上訓練を実施する。

①～③については、複数回の実施も対象とする。

《事業実施期間について》

事業実施期間は、原則、1年とする。ただし、地域の事情により1年で終了しないことが見込まれる場合は、1年目までに避難計画又は避難所運営計画を作成することとし、補助申請前に、連続した2カ年度の計画を事業計画書に記入し、県と協議することとする。

《対象とする災害について》

風水害、土砂災害、地震、津波など広く対象とすることとする。ただし対象となるのは、避難所の運営が必要となる大規模なものであり、①～③を同一の災害想定で実施することとする。

《対象経費》

- ・防災探検・マップづくり、避難所運営計画の作成を目的としたDIG・HUGの実施するための防災リーダーに対する謝金・交通費
- ・防災探検・マップづくり、避難所運営計画作りなどに要する事務用品（地図、模造紙、ふせんなど）の購入経費
- ・参加者の昼食等の代金を除き、その他事業の実施に必要と認められる経費

《分割申請について》

本事業については連続した2カ年度に分割して申請することができるものとする。

- (b) 自主防災組織が避難計画、避難所運営計画等に基づき、実施する実践的な避難訓練、避難所運営訓練に対し、市町村が負担又は補助する事業

《対象経費》

事業実施に要した経費全般（会場使用料、避難誘導・避難所運営に必要な物品等）

(7) 地区防災計画策定モデル事業

自主防災組織が地区防災計画を策定、周知する事業に対し、市町村が負担又は補助する事業

《対象経費》

地区防災計画の策定に要した経費全般（講師に対する謝礼・交通費、会場代、印刷製本費等）

(8) 地区防災計画活動促進事業

地区防災計画を作成した自主防災組織が、当該計画に基づき行う、資機材整備や避難訓練、避難所開設・運営訓練等の活動に対し、市町村が負担又は補助する事業

《対象自主防災組織》

地区防災計画を作成した自主防災組織

《対象経費》

- ・地区防災計画で必要とした発電機、投光器等（備蓄食料、毛布等は除く）の資機材整備費
- ・会場使用料や事務用品等各種訓練に係る経費
- ・研修会等講師に対する謝金・交通費
- ・参加者の昼食等の代金を除き、その他事業の実施に必要と認められる経費

2 交付の条件

補助金の交付を受けようとする市町村は、自主防災組織及び孤立集落に対する支援制度を有していることを要するものとする。